

## 議案第41号

【子ども家庭支援部子ども政策課】

### 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正を踏まえ、保育所の保育士の配置基準等を変更するものです。

#### 【法令改正の背景】

保育所等における障害のある子どもや医療的ケア児の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援を確保・充実させるため、理学療法士、心理職等の専門職の活用を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンの推進を図る省令改正が行われました。

また、こども家庭ソーシャルワーカーの資格に係る審査・証明事業の業務について、認定法人\*が事業を廃止した場合などに限って、こども家庭庁長官が自ら審査・証明事業の業務を行うことを可能とする省令改正が行われました。

※こども家庭ソーシャルワーカーの資格に係る審査・証明事業は、こども家庭庁長官による認定を受けた認定法人が業務を行っています。

#### 【条例改正の内容】

- ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を、1人に限り、保育士とみなすことができることとします。
- ②条例で引用している児童福祉法施行規則の条項番号を変更します。
- ③その他規定の整備

#### 【施行期日】

公布の日